

入 札 説 明 書

特定役務の調達に係る入札公告(令和4年7月1日付け京都府公報。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和4年7月1日

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部情報政策課
電話番号 (075)414-4386

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等 一式

(2) 業務の仕様等

別添「統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務に係る業務仕様書(以下「業務仕様書」という。)」のとおり

(3) 納入期限

契約日以降で京都府が指示する日

(4) 納入場所

業務仕様書に指示する場所

5 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和4年7月1日(金)から令和4年8月1日(月)までの間(日曜日、土曜日を除く。)

交付期間中の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に交付する。

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、8に掲げる資格審査の項目について審査を受け、合格と判定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 令和4年4月1日(以下「審査基準日」という。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ サーバ仮想化技術を利用したサーバに対するソフトウェア賃借等の実績を有する者又は同等の能力を有すると認められる者で、府が発注する統合財務システム及び総務

事務システムのソフトウェア賃借等業務を確実に履行することができると認められるもの以外の者

オ 契約の履行後、保守その他のアフターサービスを府の求めに応じて速やかに提供できると認められない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者

（ア）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ）暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 入札説明書において指定する提案書（以下「提案書」という。）を提出した者であること。

(3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

8 資格審査の項目

(1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額

(2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率

(3) 審査基準日の従業員数

(4) 審査基準日までの営業年数

(5) 審査基準日の直前の2営業年度の平均契約金額

(6) 審査基準日の経済産業省認定情報処理技術者数

(7) 7の(1)のアからキに該当する事実の存否

9 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（別紙様式1）、添付資料及び提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の提出期間等

令和4年7月1日（金）から令和4年8月1日（月）までの間

（日曜日、土曜日を除く。）

なお、上記期間以外においても申請書を受け付けるものとするが、審査が間に合わないことがある。

(2) 提出場所

京都府政策企画部情報政策課（京都府庁第1号館5階）

(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 提案書

提案書作成のための仕様書により作成されたものであること。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1校に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書

オ 技術者経歴書

カ 営業実績調書

キ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあつては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

ク 印鑑証明書

ケ 8の(6)に規定する審査項目を証する書類

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

サ 7の(1)のエからキに該当しないことを証する書類

(6) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

10 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について参加資格があると認定された者は、統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

11 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、11による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

13 変更届

申請書を提出した者（10の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

14 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7の(1)のア、カ若しくはキに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

15 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)または(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

16 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年8月10日（水）午前10時

イ 場所 京都府庁 旧本館2階 総務部・政策企画部会議室

- (2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式2）は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式3）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることが

できる。以下同じ。) をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「統合財務システム及び総務事務システムの機器賃借等業務に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあっては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。

カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和4年8月9日（火）

イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部情報政策課（京都府庁第1号館5階）

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「8月10日開札（統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務）入札書在中」と朱書するとともに一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、京都府政策企画部情報政策課あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

- ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札書を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書若しくは提案書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

規則第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

17 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

18 入札保証金

免除する。

19 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

20 契約保証金

免除する。

21 契約書の作成の要否

要する。（別紙契約書案により作成するものとする。）

22 その他

- (1) 1から21までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結せず、又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (4) 業務仕様書、提案書作成のための仕様書、契約書案、回答書等については、入札後速やかに返却すること。
- (5) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

別紙様式1

一般競争入札参加資格審査申請書

統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務に係る一般競争入札に参加したいので、その資格の審査を、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住所又は所在地

ふ り が な
商 号 又 は 名 称

ふ り が な
代表者の職・氏名

印

入札書

¥									
内 訳	業 務 名	規 格	品 質	仕 様	呼 称	数 量	単 価	金 額	摘 要
	統合財務システム及び総務事務 システムのソフトウェア賃借等	統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務に係る業務仕様書による							
納入期限		契約日以降で京都府が指示する日			納入場所		業務仕様書に示す場所		
入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。									
令和4年 月 日									
京 都 府 知 事 様				住 所					
				氏 名		印		印	

再 入 札 書

¥									
内 訳	業 務 名	規 格	品 質	仕 様	呼 称	数 量	単 価	金 額	摘 要
	統合財務システム及び総務事務 システムのソフトウェア賃借等	統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務に係る業務仕様書による							
納入期限		契約日以降で京都府が指示する日			納入場所		業務仕様書に示す場所		
入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。									
令和4年 月 日									
京 都 府 知 事 様				住 所					
				氏 名		印		印	

別紙様式2(代表者が直接入札する場合)

入札書

¥ 1,000,000 (契約希望金額の110分の100に該当する金額)									
内 訳	業 務 名	規 格	品 質	仕 様	呼 称	数 量	単 価	金 額	摘 要
	統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等	統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務に係る業務仕様書による							
納入(引渡)期限		契約日以降で京都府が指示する日			納入(引渡)場所		業務仕様書に示す場所		
入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。									
令和 年 月 日(※1)									
京 都 府 知 事 様		住 所 京都市上京区〇〇町△△1-1							
		氏 名 株式会社 きょうと							
		代表取締役社長 京都太郎							
		社印 印		代表者印 印					

会社印及び代表者印を押印すること

※1:日付は入札日または入札書郵送日

別紙様式2(代表者が入札参加者に委任している場合)

入札書

¥ 1,000,000 (契約希望金額の110分の100に該当する金額)									
内 訳	業 務 名	規 格	品 質	仕 様	呼 称	数 量	単 価	金 額	摘 要
	統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等	統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等業務に係る業務仕様書による							
納入(引渡)期限		契約日以降で京都府が指示する日			納入(引渡)場所		業務仕様書に示す場所		
入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。									
令和 年 月 日(※1)									
京 都 府 知 事 様		住 所 京都市上京区〇〇町△△1-1							
		氏 名 株式会社 きょうと							
		代表取締役社長 京都太郎							
		代理人営業部長 行政一郎							
		印 入札参加者印							

※1:日付は入札日または入札書郵送日

入札書

※1:日付は入札日または入札書郵送日

入札参加者印

契約書（案）

統合財務システム及び総務事務システムの ソフトウェア賃借等に係る契約書

京都府を甲とし、を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等に係る契約を締結する。

第1章 契約要項

（契約要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）契約の対象

統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア賃借等 一式

（2）契約金額

賃借料全体額 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

賃借料月額については、別紙1のとおりとする。

賃借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

第3条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、機器賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

第2章 機器賃借

（賃借物件）

第2条 乙は、甲に対し、統合財務システム及び総務事務システムのソフトウェア（以下「賃借物件」という。）として別紙2に掲げる物件の賃貸を行うものとする。

（賃貸借期間及び設置場所）

第3条 賃貸借の期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。

2 乙は、別に定める設置場所に機器を設置し、別添の業務仕様書に定める作業を完了した上で、甲に引き渡すものとする。

（賃借料の支払）

第4条 乙は、各月分の賃借料の支払を翌月以降において甲に対して書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に賃借料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（売却等の制限）

第 5 条 乙は、甲の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、賃借物件に質権その他形式のいかんを問わず、甲の賃借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（追加又は取替え）

第 6 条 賃借物件の追加、取替え及び改造の必要が生じた場合は、甲乙双方で協議のうえ、定めるものとする。

（善管義務）

第 7 条 甲は、賃借物件の据付け場所を善良な管理者の注意をもって常に良好な環境に整備しなければならない。

2 甲の責めに帰すべき理由によって機械が損害を受け、又はこれに損傷を与えたときは、乙は甲に対しその賠償を請求することができる。

3 甲は、乙の賃借物件を他人の権利の目的物とすることはできない。

（立入権）

第 8 条 乙は、その関係者を賃借物件の納入、据付け、調整、修理等のために機械の据付け場所に立ち入らせることができる。この場合において、その関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

（賃借物件の保守）

第 9 条 乙は別添の仕様書に基づき賃借物件の保守を実施するものとする。

（賃借物件の返還）

第 10 条 甲は賃借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは賃借物件を乙に返還するものとする。ただし、乙は賃借期間が満了した場合に限り、甲が指定するソフトウェアに関する所有権を無償で甲に譲渡するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が賃借物件を返還しようとするときは、甲乙協議の上定めた期間内にこれを引き取るものとし、引取に係る費用は乙の負担とする。

第 3 章 一般事項

（契約の解除）

第 11 条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（談合等による解除）

第11条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（特定調達契約に係る契約の解除等）

第12条 甲は、第11条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等）

第12条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

（損害賠償）

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第11条、第12条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

- 2 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第 13 条の 2 乙は、第 11 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第 13 条の 3 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能（以下本条において「履行不能等」という。）となったときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、履行不能等となったときとみなす。

- 年 (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年 法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(相殺予約)

第 13 条の 4 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第 14 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 15 条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成 8 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (4) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (6) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (8) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (10) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (11) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

（関係法令の遵守）

第 18 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34

年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。
(協議)

第 19 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 京 都 府
 知 事 西 脇 隆 俊

乙